恵庭小学校保護者と教職員の会 会則

第1章 名 称

第1条 この会は、恵庭小学校保護者と教職員の会(PTA)と称する。

第2章 目 的

- 第2条 この会は、次のことがらを目的とする。
 - (1) 家庭・学校・社会における児童の育成を図り、その心身の健全な発達や福祉の増進に努める。
 - (2) 家庭・学校・社会間の結びつきを深め・学校教育に対する理解を深めて、その効果を高めるために努める。
 - (3) 前項の目的を達するために必要な会員相互の研修に努める。
 - (4) 学校・地域の教育環境を整えることに努める。
 - (5) 適当な方法により、公立学校に対する公教育費の漸増に努める。

第3章 方 針

- 第3条 この会の目的を達成するために、次の方針で運営する。
 - (1) この会は、民主的団体として活動する。
 - (2) 子どもの福祉のために活動する他の諸団体や機関と協力する。
 - (3) この会は、民主的団体であって他のどんな団体の支配・統制・干渉も受けない。
 - (4) この会は、学校や教育委員会等の教育機関に対して、意見を具申したり、参考資料を提出したりするが、学校管理や教育人事に直接関与干渉しない。
 - (5) この会は、営利・宗教・政党に関する活動をその名においてすることはできない。
 - (6)この会は、国及び地方公共団体の適当な教育予算の充実を期するために努力する。
 - (7)この会は、学校の財政的維持及び教員の生活維持に関して直接の責任を有しない。

第4章 会 員

- 第4条 この会の会員は、恵庭小学校に在学する児童の保護者と現在の教職員をもって 構成する。
- 第5条 会員は、すべて平等な権利と義務を有する。

第5章 会 計

第6条 この会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄与でまかなう。

- 第7条 会費の額は、年度はじめの総会で決める。
- 第8条 一般会計の他に特別会計を設ける。
 - (1) 特別会計は収益事業及び、一般会計余剰金の一部をあてる。
 - (2) 特別会計の使途は、周年事業準備及び必要とされる事業のためのものとする。
 - (3) 特別会計の支出は、運営委員会の議決によって行うものとする。
- 第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役 員

- 第10条 この会の役員は、次の通りとする。
 - (1) 会 長 1名
- (5) 会 計 2名
- (2)副 会 長 2名
- (6) 監 査 3名以上
- (3) 事務局長 1名
- (7) 専門委員長 5名
- (4) 事務局次長 1名
- 第11条 校長は顧問として、本会の事業に参画する。
- 第12条 役員の任期は、1年とする。ただし再任はさまたげない。
- 第13条 役員の選出は、次の要領で行う。
 - (1) 役員推薦委員会の構成
 - ア. 役員から1名。
 - イ. 各学年の運営委員の中から互選により各1名ずつ。
 - ウ. 学校教員から2名。
 - (2) 役員推薦委員会は、3月までに構成し、各々の役員候補者を選考し総会の承認を 得るものとする。
- 第14条 役員の兼任は認めない。
- 第15条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 第16条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代行を務める。
- 第17条 事務局長・次長は、本会の事務局を担当し、業務を処理する。事務局の規定は、 別に定める。
- 第18条 会計は、この会の収支をつかさどる。
- 第19条 監査は、この会の会計業務の遂行状況について監査し、助言する。
- 第20条 この会の業務遂行状況及び収支決算については、総会に報告しなければならない。

第7章 委 員 ·一 人 一 役

- 第21条 この会に次の委員をおく。
 - (1) 学級委員は各学級1~3名とし、学級業務の推進と運営委員会の任にあたる。
 - (2) 専門委員を数名おき、各委員会の業務の企画・運営に当たる。

- 第22条 この会の目的の達成のため以下の一人一役を担い業務の推進にあたる。
 - ・学級委員・研修委員・広報委員・環境整美委員・健康安全委員
 - ・学級委員お手伝い ・春の環境整備 ・秋の環境整備 ・運動会賞状渡し
 - ・運動会場所取り協力 ・PTA 行事協力 ・ぞうきん作り ・セーフティーアップ
- 第23条 各委員・一人一役は、保護者の教育に対する理解と協力を高め教職員との密接 な連携のもとに、児童がよりよく成長していくことを願い、それぞれの業務の 推進に当たる。
- 第24条 委員・一人一役の任期は1年とし、再選をさまたげない。
- 第25条 役員に欠員が生じた場合は、後任を役員会で推薦し直近の運営委員会で承認を 得、ただちに任に当たる。

第8章 集 会

- 第26条 総会は、定期総会・臨時総会の二つとし、会長が招集する。
- 第27条 定期総会は、4月に行い、次のことを審議する。

決算 事業計画 会費 予算 役員承認 など

- 第28条 運営委員が必要を認めたとき、または会員の五分の一以上の要求があったとき は、臨時総会を開くことができる。
- 第29条 総会は、会員の五分の一以上(委任状も含める)の出席をもって成立し、出席者の中から議長を選出する。議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第30条 役員会は、会長が招集し、役員をもって構成する。会務全般の運営企画を調整 する。
- 第31条 運営委員会は、会長が招集し、役員・学級委員・事務局・学校職員代表によって構成され、次の業務を行う。
 - (1) 会務全般の運営についての調整
 - (2) 各委員会の業務推進の連絡調整
 - (3) 欠員補充
 - (4)特別委員会の結成
 - (5) 緊急を要する事項の決議
- 第32条 この会に、次の専門部委員会をおき、業務を分担し推進する。
 - (1) 学年委員会(各学年 PTA 活動の交流や調整)
 - (2) 研修委員会(会員研修, その他研修活動)
 - (3)健康安全委員会(児童の安全対策,補導活動,保健体育活動の援助)
 - (4) 環境整美委員会(教育環境整美対策,校地環境整美)
 - (5) 広報委員会 (PTA各種広報活動の企画推進)
- 第33条 前項にかかげる専門委員会の他に、運営委員会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

- 第34条 専門委員会は、専門委員・教職員で構成され、委員長、副委員長をおいて業務 を執行し処理する。
- 第35条 会員の賞彰,慶弔については、別に定める規定により、運営委員会の議を経て 施行する。
- 第36条 この会則は、総会の議を経なければ、改廃することができない。

付 則

- 1. この会則は、昭和39年5月1日より施行する。
- 2. 昭和52年4月30日,一部改正し,施行する。
- 3. 平成 元年4月16日,一部改正し,施行する。
- 4. 平成 5年4月18日,一部改正し,施行する。
- 5. 平成 9年4月13日,一部改正し,施行する。
- 6. 平成15年4月20日,一部改正し,施行する。
- 7. 平成16年4月17日, 一部改正し, 施行する。
- 8. 平成17年4月17日,一部改正し,施行する。
- 9. 平成18年4月15日,一部改正し,施行する。
- 10. 平成20年4月12日,一部改正し,施行する。
- 11. 平成24年4月14日,一部改正し,施行する。
- 12. 平成26年4月12日,一部改正し,施行する。
- 13. 平成30年4月21日, 一部改正し, 施行する。

恵庭小学校保護者と教職員の会表彰規定

- 第1条 この規定は、恵庭小学校保護者と教職員の会の振興発展に著しく寄与した者、 または会の目的にそって危害の防止、変事にあたり献身的な行為のあったもの に対して表彰を行うことを目的とします。
- 第2条 次の各項に該当する場合、表彰を行います。
 - 1. 本会の会長,副会長,会計,監査,専門委員長として,退会時,3年以上その任にあった者。
 - 2. 本会の会員として、会の目的達成のため著しく努力した者や、会の目的にそって 傷害の未然の防止または変事に際し、献身的な行為のあった者。
 - 3. 本会の会員以外の者で、会の発展に著しく協力、援助した者、及び会の目的にそって危害の未然防止または変事に際し献身的な行為のあった者。
- 第3条 表彰は次にかかげるとおりとする。
 - 1. 感 謝 状 贈 呈
- 第4条 表彰については以上の通りとするが、上記以外で表彰を必要とする場合には、 役員会の議を経て決定する。
- 第5条 この規定は、昭和49年4月16日より実施する。
 - この規定は、平成 5年4月18日に一部改正し、施行する。
 - この規定は、平成22年4月18日に一部改正し、施行する。
 - この規定は、平成30年4月21日に一部改正し、施行する。

恵庭小学校保護者と教職員の会 慶 弔 規 定

- 第1条 この規定は、恵庭小学校保護者と教職員の会における会員・児童の死亡及び教職員の転任・退職にかかわる慶弔を目的とする。
- 第2条 本会の会員・児童の死亡等に際し、次のことを行う。

1. 児童の保護者が死亡した場合

5,000円 花輪

2. 児童, 教職員が死亡した場合

5,000円 花輪

3. PTA活動中における事故, けがの場合

3,000円

尚、事故・けがの程度によっては、別途役員会で協議の上、処理する。

- 第3条 慶弔規定については、以上の通りであるが、その他、必要と認めた事柄については、そのつど役員会の議を経て決定する。
- 第4条 この規定は、昭和57年11月15日より実施する。
 - この規定は、平成13年4月15日より一部改正し、実施する。
 - この規定は、平成30年4月21日に一部改正し、施行する。